

南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（素案）について パブリックコメント手続を実施する件（概要）

1 趣旨

電通による「LGBTQ+2023」では、LGBTQの割合は人口の約9.7%とされており、性的マイノリティのカップルは、法律上の婚姻関係が認められない状況にあります。

このことから、本市では、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」の理念に基づき、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、パートナー関係にある性的マイノリティのお二人をカップルとして認め、社会生活上の生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添い、パートナー関係にあることを宣誓できる環境を整え、パートナーであることを証明するため、「南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入したいことから、当該制度（素案）についてパブリックコメント手続を実施するもの。

2 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約した同性カップルや事実婚の異性カップルの二人がパートナーシップの関係にあることを市に宣し、宣誓したことを市が証明するもの。また、二人の子ども（養子）や親（養親）も併せて宣誓することができる。

この制度では、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除等）が生じることはない。

3 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を申請できる方

- ・双方が成年に達していること（18歳以上）
- ・南相馬市に住民票がある方（少なくとも一方が市内に住民票があること）
（原発事故により南相馬市に避難している方も対象）
- ・配偶者がいないこと
- ・他の方とパートナーシップの関係にないこと
- ・民法で定められている近親者でないこと
- ・ファミリーシップの宣誓を希望する場合は、対象とする子や親の同意が得られていること。（子はパートナーの少なくとも一方と生計同一であること）

4 施行期日

令和6年5月13日から施行する。

5 地方公共団体におけるパートナーシップに関する制度の状況

(1) 全国の導入自治体数：328自治体（2023年6月時点）

※この内ファミリーシップも導入している自治体数：75自治体

ファミリーシップで親や近親者も対象としている自治体数：34自治体

(2) 福島県内の導入自治体数：1自治体（伊達市が令和6年1月より導入）

6 今後の主なスケジュール

No.	日 程	内 容
1	令和6年1月9日（火）～11日（木）	1月定例企画調整会議
2	1月17日（水）・18日（木）	1月定例庁議
3	1月29日（月）	臨時庁議
4	2月1日（木）～20日（火）	パブリックコメント手続
5	2月上旬～中旬	地域協議会（小高区・鹿島区・原町区）
6	3月中旬	3月臨時企画調整会議
7	3月下旬	3月臨時庁議
8	3月下旬	法規審査会
9	5月	制度施行